

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準（抄） 新旧対照表

改訂案	現 行
<p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告</p> <p>(略)</p> <p>2. 財務報告に係る内部統制の評価とその範囲</p> <p>(1) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価</p> <p>(略)</p> <p>② 委託業務の評価</p> <p>イ. 委託業務の評価の範囲</p> <p>委託業務には、例えば、<u>企業が財務諸表の作成の基礎となる取引の承認、実行、計算、集計、記録又は開示事項の作成等の業務を企業集団の外部の専門会社に委託している場合や情報システムの開発・運用・保守などITに関する業務を外部の専門会社に委託する場合が挙げられる。</u></p> <p>委託業務に関しては、委託者が責任を有しており、委託業務に係る内部統制についても評価の範囲に含まれる。委託業務が、企業の重要な業務プロセスの一部を構成している場合には、経営者は、当該業務を提供している外部の受託会社の業務に関し、その内部統制の有効性を評価しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 評価の範囲の決定</p>	<p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告</p> <p>(略)</p> <p>2. 財務報告に係る内部統制の評価とその範囲</p> <p>(1) 財務報告に係る内部統制の有効性の評価</p> <p>(略)</p> <p>② 委託業務の評価</p> <p>イ. 委託業務の評価の範囲</p> <p>委託業務には、例えば、<u>企業が財務諸表の作成の基礎となる取引の承認、実行、計算、集計、記録又は開示事項の作成等の業務を企業集団の外部の専門会社に委託している場合が挙げられる。</u></p> <p>委託業務に関しては、委託者が責任を有しており、委託業務に係る内部統制についても評価の範囲に含まれる。委託業務が、企業の重要な業務プロセスの一部を構成している場合には、経営者は、当該業務を提供している外部の受託会社の業務に関し、その内部統制の有効性を評価しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 評価の範囲の決定</p>

改訂案	現 行
<p>(略)</p> <p><u>経営者は、全社的な内部統制の評価を行い、その評価結果を踏まえて、業務プロセスの評価の範囲を決定する。この決定の際には、長期間にわたり評価範囲外としてきた特定の事業拠点や業務プロセスについても、評価範囲に含めることの必要性の有無を考慮しなければならない。</u></p> <p>なお、全社的な内部統制については、以下の「業務プロセスに係る評価の範囲の決定」において記述する手順により評価の範囲を決定する対象には含まれず、原則として、全ての事業拠点について全社的な観点で評価することに留意する。</p> <p>ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを妨げるものではない。</p> <p><u>評価範囲外の事業拠点又は業務プロセスにおいて開示すべき重要な不備が識別された場合には、当該事業拠点又は業務プロセスについては、少なくとも当該開示すべき重要な不備が識別された時点を含む会計期間の評価範囲に含めることが適切である。</u></p> <p>(略)</p> <p>〔業務プロセスに係る評価の範囲の決定〕</p> <p>主として経理部門が担当する決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられる</p>	<p>(略)</p> <p><u>経営者は、全社的な内部統制の評価を行い、その評価結果を踏まえて、業務プロセスの評価の範囲を決定する。</u></p> <p>なお、全社的な内部統制については、以下の「業務プロセスに係る評価の範囲の決定」において記述する手順により評価の範囲を決定する対象には含まれず、原則として、全ての事業拠点について全社的な観点で評価することに留意する。</p> <p>ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを妨げるものではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>〔業務プロセスに係る評価の範囲の決定〕</p> <p>主として経理部門が担当する決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられる</p>

改訂案	現 行
<p>ものについては、全社的な内部統制に準じて、全ての事業拠点について全社的な観点で評価することに留意する。</p> <p>(注) 全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告プロセスには、例えば、以下のような手続が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総勘定元帳から財務諸表を作成する手続 ・ 連結修正、報告書の結合及び組替など連結財務諸表作成のための仕訳とその内容を記録する手続 ・ 財務諸表に関連する開示事項を記載するための手続 <p>ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを妨げるものではない。</p> <p><u>評価範囲外の事業拠点又は業務プロセスにおいて開示すべき重要な不備が識別された場合には、当該事業拠点又は業務プロセスについては、少なくとも当該開示すべき重要な不備が識別された時点を含む会計期間の評価範囲に含めることが適切である。</u></p> <p>上記以外の業務プロセスについては、以下の手順で評価範囲を決定する。</p> <p>① 重要な事業拠点の選定 <u>企業が複数の事業拠点を有する場合には、評価対象とする事業拠点を売上高等の重要性により決定する。</u></p>	<p>ものについては、全社的な内部統制に準じて、全ての事業拠点について全社的な観点で評価することに留意する。</p> <p>(注) 全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告プロセスには、例えば、以下のような手続が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総勘定元帳から財務諸表を作成する手続 ・ 連結修正、報告書の結合及び組替など連結財務諸表作成のための仕訳とその内容を記録する手続 ・ 財務諸表に関連する開示事項を記載するための手続 <p>ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを妨げるものではない。</p> <p>(新設)</p> <p>上記以外の業務プロセスについては、以下の手順で評価範囲を決定する。</p> <p>① 重要な事業拠点の選定 <u>企業が複数の事業拠点を有する場合には、評価対象とする事業拠点を売上高等の重要性により決定する。例えば、本社を含む各事業拠点の売上高等の金額の高い拠点から合算していき、連</u></p>

改訂案	現 行
<p>(注1) 事業拠点は、必ずしも地理的な概念にとられるものではなく、企業の実態に応じ、本社、子会社、支社、支店のほか、事業部等として識別されることがある。</p> <p>事業拠点を選定する際には、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮する。事業拠点を選定する指標として、基本的には、売上高が用いられるが、企業の置かれた環境や事業の特性によって、総資産、税引前利益等の異なる指標や追加的な指標を用いることがある。銀行等の場合には、経常収益という指標を用いることが考えられる。</p> <p>この場合、本社を含む各事業拠点におけるこれらの指標の金額の高い拠点から合算していき、連結ベースの一定の割合に達している事業拠点を評価の対象とすることが考えられる。</p> <p>(注2) 一定割合をどう考えるかについては、企業により事業又は業務の特性等が異なることから、一律に示すことは困難であると考えられる。全社的な内部統制の評価が良好であれば、例えば、連結ベースの売上高等の一定割合（概ね2／3程度）とする考え方や、総資産、税引前利益等の一定割合とする考え方もある。全社的な内部統制のうち、良好でない項目がある場合には、それに関連する事業拠点を評価範囲に含める必要がある。また、これに以下②で記述する、重要</p>	<p><u>結ベースの売上高等の一定の割合に達している事業拠点を評価の対象とする。</u></p> <p>(注1) 事業拠点は、必ずしも地理的な概念にとられるものではなく、企業の実態に応じ、本社、子会社、支社、支店のほか、事業部等として識別されることがある。</p> <p>また、事業拠点を選定する指標として、基本的には、売上高が用いられるが、企業の置かれた環境や事業の特性によって、異なる指標や追加的な指標を用いることがあり、例えば、銀行等の場合には、経常収益という指標を用いることが考えられる。</p> <p>(注2) <u>一定割合をどう考えるかについては、企業により事業又は業務の特性等が異なることから、一律に示すことは困難であると考えられるが、全社的な内部統制の評価が良好であれば、例えば、連結ベースの売上高等の一定割合を概ね2／3程度とし、これに以下②で記述する、重要性の大きい個別の業務プロセスの評価対象への追加を適切に行うことが考えられる。</u>なお、連結ベースの売上高に対する一定割合で</p>

改訂案	現 行
<p><u>性の大きい個別の業務プロセスの評価対象への追加を適切に行うことが考えられる。</u>なお、連結ベースの売上高に対する一定割合ではなく、内部取引の連結消去前の売上高等に対する一定割合とする方法も考えられる。</p> <p>この一定割合については、当該事業拠点が前年度に重要な事業拠点として評価範囲に入っており、イ)前年度の当該拠点に係る内部統制の評価結果が有効であること、ロ)当該拠点の内部統制の整備状況に重要な変更がないこと、ハ)重要な事業拠点の中でも、グループ内での中核会社でないなど特に重要な事業拠点でないことを確認できた場合には、当該事業拠点を本年度の評価対象としないことができると考えられる。その場合、結果として、売上高等の概ね2/3を相当程度下回ることがあり得る。</p> <p>(略)</p> <p>② 評価対象とする業務プロセスの識別</p> <p>イ. <u>①で選定した重要な事業拠点（持分法適用となる関連会社を除く。）における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスは、財務報告に及ぼす影響を勘案し、原則として、全てを評価の対象とする。</u></p> <p>ただし、例えば、当該重要な事業拠点が行う重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性も僅少である業務プロセスについては、それら进行评估対象としないことができる。その場合には、評価対象としなかった業務プ</p>	<p>はなく、内部取引の連結消去前の売上高等に対する一定割合とする方法も考えられる。</p> <p>この一定割合については、当該事業拠点が前年度に重要な事業拠点として評価範囲に入っており、イ)前年度の当該拠点に係る内部統制の評価結果が有効であること、ロ)当該拠点の内部統制の整備状況に重要な変更がないこと、ハ)重要な事業拠点の中でも、グループ内での中核会社でないなど特に重要な事業拠点でないことを確認できた場合には、当該事業拠点を本年度の評価対象としないことができると考えられる。その場合、結果として、売上高等の概ね2/3を相当程度下回ることがあり得る。</p> <p>(略)</p> <p>② 評価対象とする業務プロセスの識別</p> <p>イ. <u>①で選定した重要な事業拠点（持分法適用となる関連会社を除く。）における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目（例えば、一般的な事業会社の場合、原則として、売上、売掛金及び棚卸資産）に至る業務プロセスは、原則として、全てを評価の対象とする。</u></p> <p>ただし、例えば、当該重要な事業拠点が行う重要な事業又は業務との関連性が低く、財務報告に対する影響の重要性も僅少である業務プロセスについては、それら进行评估対象としないことができる。その場合には、評価対象としなかった業務プ</p>

改訂案	現 行
<p>ロセス、評価対象としなかった理由について記録しておく必要があることに留意する。 (削除)</p> <p>(注1) 「<u>企業の事業目的に大きく関わる勘定科目</u>」については、<u>財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、例えば、一般的な事業会社の場合、原則として、売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定が考えられる。これはあくまで例示であり、個別の業種、企業の置かれた環境や事業の特性等に応じて適切に判断される必要がある。</u></p> <p><u>銀行等の場合、預金・貸出業務等を中心とする多くの銀行等については、預金、貸出金、有価証券の3勘定に至る業務プロセスを、原則的な評価対象とすることが考えられる。</u></p> <p><u>棚卸資産に至る業務プロセスには、販売プロセスの他、在庫管理プロセス、期末の棚卸プロセス、購入プロセス、</u></p>	<p>ロセス、評価対象としなかった理由について記録しておく必要があることに留意する。</p> <p><u>なお、棚卸資産に至る業務プロセスには、販売プロセスの他、在庫管理プロセス、期末の棚卸プロセス、購入プロセス、原価計算プロセス等が関連してくると考えられるが、これらのうち、どこまでを評価対象とするかについては、企業の特性等を踏まえて、虚偽記載の発生するリスクが的確に把握されるよう、適切に判断される必要がある。</u></p> <p><u>一般に、原価計算プロセスについては、期末の在庫評価に必要な範囲を評価対象とすれば足りると考えられるので、必ずしも原価計算プロセスの全工程にわたる評価を実施する必要はないことに留意する。</u></p> <p>(注1) 「<u>企業の事業目的に大きく関わる勘定科目</u>」については、<u>(売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定はあくまで例示であり、) 個別の業種、企業の置かれた環境や事業の特性等に応じて適切に判断される必要がある。</u></p> <p><u>例えば、銀行等の場合、預金・貸出業務等を中心とする多くの銀行等については、預金、貸出金、有価証券の3勘定に至る業務プロセスを、原則的な評価対象とすることが考えられる。</u></p>

改訂案	現 行
<p><u>原価計算プロセス等が関連してくると考えられるが、これらのうち、どこまでを評価対象とするかについては、企業の特性等を踏まえて、虚偽記載の発生するリスクが的確に把握されるよう、適切に判断される必要がある。</u></p> <p><u>一般に、原価計算プロセスについては、期末の在庫評価に必要な範囲を評価対象とすれば足りると考えられるので、必ずしも原価計算プロセスの全工程にわたる評価を実施する必要はないことに留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p>ロ. ①で選定された事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加する。<u>業務プロセスの選定の際の留意点は以下のとおりである。</u></p> <p>a. リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス</p> <p><u>例えば、財務報告の重要な事項の虚偽記載に結びつきやすい事業上のリスクを有する事業又は業務（例えば、金融取引やデリバティブ取引を行っている事業又は業務や価格変動の激しい棚卸資産を抱えている事業又は業務など）や、複雑な会計処理が必要な取引を行っている事業又は業務、複雑又は不安定な権限や職責及び指揮・命令の系統（例えば、海外に所在する事業拠点、企業結合直後の事業拠点、中核的事業でない事業を手掛ける独立性の高い事業拠点）の下での事業</u></p>	<p>(略)</p> <p>ロ. ①で選定された事業拠点及びそれ以外の事業拠点について、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加する。<u>その際の留意点は以下のとおりである。</u></p> <p>a. リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス</p> <p><u>例えば、財務報告の重要な事項の虚偽記載に結びつきやすい事業上のリスクを有する事業又は業務（例えば、金融取引やデリバティブ取引を行っている事業又は業務や価格変動の激しい棚卸資産を抱えている事業又は業務など）や、複雑な会計処理が必要な取引を行っている事業又は業務</u>を行っている場合には、当該事業又は業務に係る業務プロセスは、追加的に評価対象に含めることを検討する。</p>

改訂案	現 行
<p>又は業務を行っている場合には、当該事業又は業務に係る業務プロセスは、追加的に評価対象に含めることを検討する。</p> <p>b. ～ d. (略)</p> <p><u>リスクについては、例えば、以下のような状況において、発生又は変化する可能性がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>規制環境や経営環境の変化による競争力の変化</u> ・ <u>新規雇用者</u> ・ <u>情報システムの重要な変更</u> ・ <u>事業の大幅で急速な拡大</u> ・ <u>生産プロセス及び情報システムへの新技術の導入</u> ・ <u>新たなビジネスモデルや新規事業の採用又は新製品の販売開始</u> ・ <u>リストラクチャリング</u> ・ <u>海外事業の拡大又は買収</u> ・ <u>新しい会計基準の適用や会計基準の改訂</u> <p>(3) 監査人との協議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>経営者は、評価範囲の決定前後に、当該範囲を決定した方法及びその根拠等について、必要に応じて、監査人と協議を行っておくことが適切である。なお、評価範囲の決定は経営者が行うものであり、当該協議は、あくまで監査人による指摘を含む指導的機能の一環であることに留意が必要である。</u></p> </div>	<p>b. ～ d. (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>〔監査人との協議〕</u></p> <p>(新設)</p>

改訂案	現 行
<p><u>監査人による評価範囲の妥当性の検討の結果、後日、経営者の決定した評価範囲が適切でない</u>と判断されることが考えられ、この場合、<u>経営者は新たな評価範囲について評価し直す必要が生じるが、その手続の実施には、時間的な制約等の困難が伴う場合も想定される。したがって、必要に応じて、以下の監査人との協議を行うことが適切である。</u></p> <p>① <u>評価の計画段階における協議</u> 通常、経営者は、<u>評価計画の作成過程で内部統制の評価範囲を決定する。監査人との協議は、経営者が評価範囲を決定するまでに実施することが適切である。</u></p> <p>② <u>状況の変化等があった場合の協議</u> <u>監査人との協議は、経営者による評価の計画段階に限定されない。経営者は、評価の計画段階で把握した事象や状況が変化した場合、あるいは評価の過程で新たな事実を発見した場合には、評価範囲を検討し、監査人と協議することが適切である。</u></p> <p>3. 財務報告に係る内部統制の評価の方法 (略)</p> <p>(3) 業務プロセスに係る内部統制の評価 (略)</p> <p>⑤ <u>ITを利用した内部統制の評価</u> イ. <u>ITを利用した内部統制の評価</u></p>	<p><u>監査人による評価範囲の妥当性の検討の結果、後日、経営者の決定した評価範囲が適切でない</u>と判断されることが考えられ、この場合、<u>経営者は、新たな評価範囲について、評価し直す必要が生じるが、その手続の実施は、時間的な制約等から困難になる場合も想定される。したがって、経営者は、評価の範囲を決定した後に、当該範囲を決定した方法及びその根拠等について、必要に応じて、監査人と協議を行っておくことが適切である。</u></p> <p>3. 財務報告に係る内部統制の評価の方法 (略)</p> <p>(3) 業務プロセスに係る内部統制の評価 (略)</p> <p>⑤ <u>ITを利用した内部統制の評価</u> イ. <u>ITを利用した内部統制の評価</u></p>

改訂案	現 行
<p>情報システムにITが利用されている場合は、通常、情報は種々の業務システムで処理、作成され、その情報が会計システムに反映される。したがって、経営者は、こうした業務システムや会計システムによって作成される財務情報の信頼性を確保するための内部統制を評価する必要がある。この内部統制には、コンピュータ・プログラムに組み込まれて自動化されている内部統制、人手とコンピュータ処理が一体となって機能している内部統制がある。</p> <p><u>また、ITの統制は、全般統制と業務処理統制に分けられるが、経営者はこの両者を評価する必要がある。なお、ITに係る全般統制は、業務処理統制が有効に機能する環境を確保するものであるが、ITに係る全般統制が有効に機能していると評価されたとしても、それだけでITに係る業務処理統制も有効に機能しているという結論に至らない点について留意することが必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>ニ．ITを利用した内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価</p> <p>a．ITに係る全般統制の評価</p> <p>経営者は、ITに係る全般統制が、例えば、次のような点において有効に整備及び運用されているか評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの開発、保守 ・ システムの運用・管理 	<p>情報システムにITが利用されている場合は、通常、情報は種々の業務システムで処理、作成され、その情報が会計システムに反映される。したがって、経営者は、こうした業務システムや会計システムによって作成される財務情報の信頼性を確保するための内部統制を評価する必要がある。この内部統制には、コンピュータ・プログラムに組み込まれて自動化されている内部統制、人手とコンピュータ処理が一体となって機能している内部統制がある。</p> <p><u>また、ITの統制は、全般統制と業務処理統制に分けられるが、経営者はこの両者を評価する必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>ニ．ITを利用した内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価</p> <p>a．ITに係る全般統制の評価</p> <p>経営者は、ITに係る全般統制が、例えば、次のような点において有効に整備及び運用されているか評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの開発、保守 ・ システムの運用・管理

改訂案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内外からのアクセス管理などのシステムの安全性の確保 ・ 外部委託に関する契約の管理 <p>内部統制の有効性の評価のうち、内部統制の運用状況の有効性の評価に当たっては、経営者は、業務処理統制の運用状況の評価とあわせて、関連する全般統制の運用状況の評価を実施するが、業務処理統制の運用状況の評価の実施範囲を拡大することにより、全般統制の運用状況の評価を実施せずに、内部統制の運用状況の有効性に関して十分な心証が得られる場合もある。</p> <p>(注) I T全般統制の項目（財務報告の信頼性に特に重要な影響を及ぼす項目を除く。）のうち、前年度の評価結果が有効であり、かつ、前年度の整備状況と重要な変更がない項目については、その旨を記録することで、前年度の運用状況の評価結果を継続して利用することができる。<u>これにより、I Tに係る全般統制の運用状況の評価について、一定の複数会計期間内に一度の頻度で実施されることがある。この取扱いについては、経営者において、I T環境の変化を踏まえて慎重に判断され、必要に応じて監査人と協議して行われるべきものであり、特定の年数を機械的に適用すべきものではないことに留意する。</u></p> <p>b. I Tに係る業務処理統制の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内外からのアクセス管理などのシステムの安全性の確保 ・ 外部委託に関する契約の管理 <p>内部統制の有効性の評価のうち、内部統制の運用状況の有効性の評価に当たっては、経営者は、業務処理統制の運用状況の評価とあわせて、関連する全般統制の運用状況の評価を実施するが、業務処理統制の運用状況の評価の実施範囲を拡大することにより、全般統制の運用状況の評価を実施せずに、内部統制の運用状況の有効性に関して十分な心証が得られる場合もある。</p> <p>(注) I T全般統制の項目（財務報告の信頼性に特に重要な影響を及ぼす項目を除く。）のうち、前年度の評価結果が有効であり、かつ、前年度の整備状況と重要な変更がない項目については、その旨を記録することで、前年度の運用状況の評価結果を継続して利用することができる。<u>これにより、I Tに係る全般統制の運用状況の評価について、一定の複数会計期間内に一度の頻度で実施されることがあることに留意する。</u></p> <p>b. I Tに係る業務処理統制の評価</p>

改訂案	現 行
<p>経営者は、識別した I Tに係る業務処理統制が、適切に業務プロセスに組み込まれ、運用されているかを評価する。具体的には、例えば、次のような点について、業務処理統制が有効に整備及び運用されているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入力情報の完全性、正確性、正当性等が確保されているか。 ・ エラーデータの修正と再処理の機能が確保されているか。 ・ マスタ・データの正確性が確保されているか。 ・ システムの利用に関する認証・操作範囲の限定など適切なアクセス管理がなされているか。 <p><u>I Tに係る業務処理統制は、多くは自動化された I Tに係る業務処理統制であるが、一部、I Tシステムに組み込まれていない手作業による I Tに係る業務処理統制が存在している場合がある。一般的に、自動化された I Tに係る業務処理統制は手作業による I Tに係る業務処理統制よりも無効化が難しくなる。しかし、自動化された I Tに係る業務処理統制であっても過信せず、内部統制の無効化のリスクを完全に防ぐことは困難であるという視点を持つことが重要である。また、電子記録について変更の痕跡が残り難い場合には、内部統制の無効化が生じてもその発見が遅れることがある点についても留意することが重要である。</u></p> <p>c. 過年度の評価結果を利用できる場合</p>	<p>経営者は、識別した I Tに係る業務処理統制が、適切に業務プロセスに組み込まれ、運用されているかを評価する。具体的には、例えば、次のような点について、業務処理統制が有効に整備及び運用されているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入力情報の完全性、正確性、正当性等が確保されているか。 ・ エラーデータの修正と再処理の機能が確保されているか。 ・ マスタ・データの正確性が確保されているか。 ・ システムの利用に関する認証・操作範囲の限定など適切なアクセス管理がなされているか。 <p>(新設)</p> <p>c. 過年度の評価結果を利用できる場合</p>

改訂案	現 行
<p>I Tを利用した内部統制の評価は、I Tを利用していない内部統制と同様に原則として毎期実施する必要がある。しかし、I Tを利用して自動化された内部統制に関しては、一度内部統制が設定されると、変更やエラーが発生しない限り一貫して機能するという性質がある。したがって、経営者は、自動化された内部統制が過年度に内部統制の不備が発見されずに有効に運用されていると評価された場合、評価された時点から内部統制が変更されてないこと、障害・エラー等の不具合が発生していないこと、及び関連する全般統制の整備及び運用の状況を確認及び評価した結果、全般統制が有効に機能していると判断できる場合には、その結果を記録することで、当該評価結果を継続して利用することができる。</p> <p>(注) I Tに係る業務処理統制の評価のうち、I Tを利用して自動化された内部統制については、上記に従い、過年度の評価結果を継続して利用できる場合、<u>一定の複数会計期間に一度の頻度で運用状況のテストを実施する方法も含まれる。この方法は、経営者において、I T環境の変化を踏まえて慎重に判断され、必要に応じて監査人と協議して行われるべきものであり、特定の年数を機械的に適用すべきものではないことに留意する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>I Tを利用した内部統制の評価は、I Tを利用していない内部統制と同様に原則として毎期実施する必要がある。しかし、I Tを利用して自動化された内部統制に関しては、一度内部統制が設定されると、変更やエラーが発生しない限り一貫して機能するという性質がある。したがって、経営者は、自動化された内部統制が過年度に内部統制の不備が発見されずに有効に運用されていると評価された場合、評価された時点から内部統制が変更されてないこと、障害・エラー等の不具合が発生していないこと、及び関連する全般統制の整備及び運用の状況を確認及び評価した結果、全般統制が有効に機能していると判断できる場合には、その結果を記録することで、当該評価結果を継続して利用することができる。</p> <p>(注) I Tに係る業務処理統制の評価のうち、I Tを利用して自動化された内部統制については、上記に従い、過年度の評価結果を継続して利用できる場合、<u>一定の複数会計期間に一度の頻度で運用状況のテストを実施する方法も含まれる。</u></p> <p>(略)</p>